

(1) 予防接種 (ワクチン)

司会：高松 勇

大阪府立羽曳野病院小児科医

はじめに

予防接種法の改正が平成6年(1994)10月にありまして、2年前から予防接種が義務接種から任意(勧奨)接種に変更になりました。また、集団接種から個別接種に変更になりましたが、しかし、まだまだ予防接種については議論がさまざまありますので、今回の医薬ビジランスセミナーで取り上げることとなりました。本日は、一臨床医の立場で勉強させていただきたいと思っています。

申し遅れましたが、大阪府立羽曳野病院というところで小児科医をしております高松と申します。もう一人進行役として大阪赤十字病院小児科の山本さんと二人で進めさせていただきま。私どもの病院は結核療養所内であって子供の結核患者さんを診るという経過で、山本さんの方は麻疹とかの患者さんを診るという経過がありまして、そういう治療の経験の中から予防接種を日常の臨床の場でも、私はまあBCGとポリオとDPTいわゆる三混混合とそれから麻疹を日常の診療の場で勧める、それ以外の予防接種は「通常ではしないでもいいよ」といっています。

被害の実情について

最初にビデオ(P.356 註参照)を見ていただきましたのは平成6年の予防接種法の改正の大きな背景になりましたのは裁判の中で被害者の方の実態、大変な思いをされて生活してこられた、日本で類を見ない異常な事態ですけれども、そういう風な日本のワクチンのネガティブな部分として、事実は事実として受けとめなければならぬ。平成4年の12月に裁判の判決が出まして、それを受けて予防接種法が変わるということがあったのですが、ビデオで見ていただきましたような被害者の方の生活実態を訴えたこと

が、法改正の大きな背景になったことは申すまでもありません。

そういう意味で被害の実相というか実情について最初に確認してまいりたい。私も臨床医をしておりましてなかなか被害の現実を直接見聞きするという場が少ないです。ですので、藤井さん(全国予防接種被害者の会事務局長)の方から2枚の資料で説明して頂きます。その後に臨床医の立場からということで大阪赤十字病院の山本さんから日本のワクチンのいくつかについてまとめて報告をいただきます。その上で議論を進めてまいりたいと思います。

はじめに、参加の方々の中に市民の側・患者さんの側で来られている方、予防接種をする側=医療を供給する側の方もいらっしゃると思います。議論をしていく前提として、皆さんどんな状況でご参加いただいたか確認したいと思います。私どものように予防接種をする側として医者なり保健婦・看護婦なり、製剤管理する薬剤師なりワクチン供給の側で参加された方々挙手をお願いします。(挙手)ありがとうございます。(挙手)はいありがとうございます。

ワクチンのこと、聞けば聞くほど新しい事実がいっぱいということで、横浜の保健所から母里啓子さんに来ていただいております。アドバイザーとして折に触れてご意見をいただけたらと実は期待しております。

それでは藤井さんの方から被害の現状ということでお願い致します。

被害者の親の立場から 藤井俊介

全国予防接種被害者の会事務局長



1927年生まれ。九大農学部卒業。1984年まで大阪府立高校教諭。1962年、長女が2種混合ワクチン接種により重度障害者になって以来、予防接種批判と被害者支援の市民運動を組織・展開している。著書に、『予防接種これだけは知っておこう』(自費出版、75年)、『危ないぞ予防接種』(訳、農文協、92年)など。

はじめに

皆さんこんにちは、全国予防接種被害者の会事務局長の藤井です。私たちの運動は片一方では被害者の救済ということで、昨日も厚生省と話し合いをしましたが、救済の問題もなかなか進みません。しかも今も被害が発生しており、過去の問題ではありません。

今も続く被害、過去の問題ではない

本日はこういう会合がありまして私たちと致しましては、是非みなさんにこの問題を考えていただき、被害防止にお力添えをいただきたいと思い、参加させていただきました。先ほどのビデオでもおわかりいただけたと思いますが被害の実態は深刻でして、決して過去の問題ではないのです。今年に入って既に私の方に2件、予防接種で死んだという情報が入っております。私、別に(このような情報を)集めに回っているのも何でもありません。大阪の片田舎、堺市でただ座っているだけですが、それだけでも(事故情報が)聞こえてきます。ですから過去の問題ではないのです。被害が北は北海道から南は鹿児島・沖縄まで津々浦々、刻一刻発生しているのです。

ただ皆さんのお目にとまらないのは、被害事実が表に出ないからなのです。熊本の子供さんが日本脳炎で死亡したというのがインターネットで出ました。そのようにようやくポツポツ出るようになってまいりました。(被害が)だいた

いどれくらい(数字としておもてに)出ているかをお示しします(表-1)。実は私が厚生省で前年までの被害認定数を言ってくれということちゃんとかんな表をくれるわけです。しかし、なぜか新聞には載りません。それで、昨年未までに3,786人認定となっています。ずっと見ていただきますと毎年30人から40人ぐらいずつ認定しています。それが先ほどビデオで見ていただいたようなああいう(重篤な)ケースもしくは死亡なのです。

軽い被害はおもてに出ない

もっと軽いのは認定どころの騒ぎではないのですね。と申しますのは、各市町村で事故が起こりますと認定調査会というのが開かれる。ところが、ちょっと郡部のほうへ行きますと接種したお医者さん自身が認定調査会の委員に入っているのです。ですから大概その段階でアウトになるわけです。大阪府豊中市でMMR(新三種混合ワクチン)で死んだケースがあります。(被害者救済制度に申請をするために)この調査の報告書を情報公開条例で公開請求したら、その末尾に「因果関係はないものと思われる」とはっきり市長名で書かれているわけです。それは認定審査会の委員にワクチン開発の研究者が入っているのです。ですから自分が開発したワクチンで死んだと認めるはずがない。

また、被害者救済制度そのものの存在自体を知っている市町村の窓口がないわけですね。だ

ワクチン 接種年次	痘そう	D	P	DT	DP	DPT	ポリオ	麻疹	MMR	風疹	インフル エンザ	日本脳炎	腸チフス パラチフス	BCG	計
昭和24年以前	36												2		38
25～29年	33	8	5										13		58
30～34年	57	3	5	1	6							2	7		81
35～39年	118	1		2	22		27				4	4	7	4	189
40～44年	145			1	33	29	65				32	13	3	5	326
45～49年	995	2			9	134	31				29	24		9	1,233
50～54年	202			10	1	28	7	18			44	13		15	338
55('80)				5			9	1	7		9	8		2	41
56('81)							14	8	5	1	10	4		8	50
57('82)							8	1	8		11	2		5	35
58('83)				2			5	3	5	1	5	2		10	33
59('84)								1			3	2		8	16
60('85)				2			4	1	3		5	1		4	20
61('86)							3	3	1	1	9	1		4	22
62('87)		1					4	1	2		9	4		15	36
63('88)				2			6		2		4	3		8	25
平成元('89)							7	2	1	174	1	1		6	192
2('90)							4			299	4	4		5	316
3('91)							4	3	2	395	1	3		6	414
4('92)							8	4	1	158	5	5		2	183
5('93)				2			5	1	4	36	1	2	4	7	62
6('94)							4	1	11			9		2	27
7('95)				1			7	2	8		9			7	40
8('96)							3		4		1				10
合計	1,586	15	10	28	71	288	161	83	1,062	14	187	117	32	132	3,786

注) 1). D:チフテリア T:破傷風 P:百日咳 MMR:麻疹・オタフクカゼ・風疹の新三種混合 2). 被害者の実数はこの表の10～20倍以上と推定されます。3). 厚生省は過去のデータを精査の上、認定数を確定したとのことなので、その数を掲載した。予防接種情報センター

表-1 予防接種健康被害認定状況(平成8年12月31日現在 厚生省)

いたい市町村の受付窓口は3年おきくらいに職員は異動で替わりますし、重大な事故が再三起こるわけではございません。ですから、事故の救済事例が厚生省発表のこの資料に載るということは、駱駝が針の穴を通るほど難しいことなのです。それでもこれだけ多数の被害が出ているという事実。ですから先ほど私が30人と申し上げましたのもほんとにラッキーな30人とお考えをいただいていたと思います。

ところで予防接種の被害というのはそういうものだけかということ、そうではないのですね。やはりピラミッドになりますので、もうちょっと軽いもの、このへんがどういうふうなのか分かりようがないのですが、幸か不幸か、私たちの市民運動によって、堺市の保健所では、当日もしくは翌日に38～40の高熱が出た子供の親が保健所へ連絡してきた場合、それらを保健所が全部カルテにしているわけです。私が堺市で情報公開を請求しますと、そのカルテのコピーを全部出してくるわけです。

表-2「軽・中程度の予防接種副反応の一例」をご覧ください。これは平成3年に私が請求したものです。407枚の文書が束になって役所から出てくるのです。症状を整理してみましたらDPT三混ワクチンについては、230人に1人の割合で40前後の熱が出ている、そのうち107人が腕から顔までがパンパンに腫れ上がる、嘔吐が8人、

ワクチン	保健所への連絡人数	接種者数	発生割合
三混	156人	36,435人	1/234人
二混	47人	9,001人	1/191人
日脳	136人	44,591人	1/328人
ポリオ	33人	15,778人	1/478人
インフルエンザ	11人	9,992人	1/908人
BCG	11人	11,769人	1/1070人
麻疹	10人	6,098人	1/610人
風疹	2人	4,830人	1/2415人
MMR	1人	349人	1/349人
合計	407人		

表-2

下痢が1人、発疹が6人、腹痛2人、ひきつけ2人、脱水症状1人、水痘併発1人等の状況です。これはすべてではありません。熱が出た子の親全員が保健所へ連絡するわけではありません。なかには接種医に電話した親もいるでしょうし、それは(問題にされず)消えてしまいます。「腕が腫れた」「熱が出た」「関係ない」とつぶされてしまい、おもてには出てまいりません。したがって被害実態はこれ以上と言えるわけです。私がこのように公表するものですから、堺市は全国市町村からこんなデータを出すなど非難されているそうです。困ったことです。情報が遮断される方向へ動いて堺市に圧力がかけられているようです。

接種のリスクとベネフィットとコスト

それでは、予防接種をするかどうかを判断する際の考え方はというと、被害の実態(リスク) 予防接種に要する費用(コスト) それにより病気にからずにはすむ子供の数(ベネフィット)の三者のバランスで考えなさいという公式化がなされています。ところがバランスを考えようにも、リスクのデータがないわけなのですね、日本では。(平成6年法改正以後厚生省が) 予防接種の副反応調査をポツポツするようになりましたが、その調査基準が非常に問題です。先ほどのビデオにありましたMMRの副反応を例にとると、接種後20日から21日ぐらいをピークに30日ぐらいまで出ています。ところが(今行なわれている) 厚生省の調査は接種後21日で打ち切りなのです。前半分だけ調査しなさいというわけです。どうして後ろ半分調査しないのか、わかりません。

出てきたデータを倍にするかというそんなばかなことはありません、正常分配曲線のようにきれいな形になっているという、数学の問題じゃないんですから。当然、接種後28日、30日なりまで調査をやるべきですね。

アメリカではどうかといいますと、CDCがやっている予防接種副反応、サーベイランスの報告書(『アメリカ合衆国における予防接種に伴う

副反応サーベイランス』、藤井俊介訳、毛利子来監修、自費出版、88年) なのですが、全米で接種後28日、30日まで悉皆調査をしているのです。しかも99ページありまして、日本から請求してもただで送ってくれますし、4年に1回発行されます。日本政府はどのようにしてそこまでやらないのか、やらないだけではなく厚生省は自らが知らないことは存在しないことだという。調査しなければわからないことは当たり前です。ところが百日咳ワクチンで4日目とか1週間目に事故が起こると、裁判では「そんなことは起こるはずがない、今までの調査では起こらない」というが、3日以後について調べていないのです。調べないで「3日以内にしか起こっていない」というのは科学でもなんでもないので。まやかし以外の何ものでもない。そういう不完全な副反応調査の状態では接種を勧めることに問題があると私は思います。

時間ですのでこれで終わります。(拍手)

編集部: 報告集発刊に際して藤井さんより次のようなコメントをいただきました。

ワクチンは劇薬です。これによる副作用は、特異性があり、家族全員に対する重大な生活破壊をおよぼします。国が実態を隠しているために、医師の多くは、その意味合いに気がついていないのが実情です。薬害に深い関心を持っておられる医師に、これを知ってもらい、ともに正しい予防接種の位置づけを考えたい。